

平安貴族社会の祭列をめぐる社会的関係について

野田 有紀子

はじめに

平安貴族社会では一〇世紀後期から一一世紀初期にかけて多元的で広範囲な相互依存関係が本格的に展開し、院政期になると制度的に定着したことが指摘されている¹⁾。筆者もこれまで行列を素材として撰関期から院政期にかけての貴族社会の特質について考察してきた²⁾。その結果、一〇世紀後半以降の平安貴族社会の行列は、貴族社会内部で日常的に構成される社会的関係により直接的・間接的、人的・物的に構成されるようになったこと、またそれは道長政権下により強化され、院政期には上皇を頂点とした政治秩序のもと再編され固定化したことが明らかになった。

ただし行列を準備段階から見ると、さらに広範囲にわたる多元的で複雑な関係にある無数の人々が、多少なりとも行列と接点を持つていることが分かる。本稿では行列をめぐり、いかに多元的・重層的な社会的関係が広範囲にわたって機能していたかを明確にするために、賀茂祭・春日祭および賀茂・石清水臨時祭等の祭列をとりあげたい。これらの祭列はそれぞれ毎年同時期に、ほぼ決まった儀式次第に則り、同規模で同じ目的地に発遣されるため、比較検討しやすいからである。

なお今回史料として、古記録・古文書・儀式書や古典文学のほか、『高山寺本古往来』³⁾及び『明衡往来』⁴⁾といった古往来を利用する。『高山

寺本古往来』は一〇世紀末から一一世紀初頭の事実を反映しているといわれ⁵⁾、『明衡往来』(雲州消息とも)は藤原明衡(九八九〜一〇六六)編纂とされる。ともに実際に往復した書状を収集したもので、貴族間の相互依存関係や友誼関係に基づく動向を具体的に伝える貴重な史料である。

本稿ではまず第一章で祭列従事者の用いる摺袴・扇・車といった物品の、分配・調進・作製にかかわる社会的関係について検討する。つづく第二章では祭列に関する古往来を手がかりに、平安貴族社会における私的交流について、その範囲や意義を考察したい。なお本稿の目的は社会的関係の解明であるため、祭祀の目的、儀式次第、国家財政との関わりなどについては、必要ない限り触れない。

一 分配と調進

(一) 摺袴について

賀茂臨時祭および石清水臨時祭は天皇親祭であったため、祭の三〇日前、御前において舞人・陪従とともに装束調進者も定められた(『政事要略』卷二八・年中行事十一月下・賀茂臨時祭所引「藏人式」)。装束調進に充てられるのは「藏人頭於御前一定二使以下装束人々事^一、女御・更衣^二・尚侍^三・典侍輪転当^四之、摺^五」(『西宮記』卷六・賀茂臨時祭)のように女御以下の女官および公卿である。具体的には『年中行事秘抄』二月の寛徳三年(永

(1) 平安貴族社会の祭列をめぐる社会的関係について(野田)

承元年、一〇四六）二月一日付石清水臨時祭定文書様によると、舞人・陪従の青摺袴・下襲・表袴は典侍と掌侍を、摺袴は内大臣以下の公卿を、合袴は四位以下を充てている。⁶ 装束の材料は藏人所から届けられ、完成すると藏人所に奉ぜられた。装束の下賜や出立儀も内裏御前で行われた。⁷ これに対して賀茂祭と春日祭は、出立儀や還饗が祭使父など有力親族の私邸でなされる。舞人・陪従装束の手配も祭使側によって行われ、依頼された側も完成した装束をその邸に送った。⁸

このうち舞人の摺袴に関しては公卿・殿上人などに調進が分配された。藤原実資が摺袴を遣わしたのは、賀茂祭では寛和元年（九八五）四月二三日（当時、藏人頭）、正暦四年（九九三）四月一日（参議）、寛弘二年（一〇〇五）四月二〇日（権大納言）等、春日祭では永祚元年（九八九）十一月六日（藏人頭）、万寿元年（一〇二四）十一月一日（右大臣）等であり、殿上人から大臣時代にまで渡っている。

なお時代は下るが『十二月往来』（鎌倉初期成立）四月状では、賀茂祭使「左中将」が舞人摺袴調進を「新源少将」に依頼している。平安時代にもこのような消息で依頼される例があったであろう。

今年賀茂祭使可^二勲仕^一候也。舞人摺袴、任^レ例調給候哉。傍將雖^レ多、有^二此旨^一、令^レ申候也。子細期^二見参之次^一耳。不具謹言

四月五日 左中将

謹上 新源少将殿

右は祭使本人から依頼される内容だが、祭使は若年者が多かったため、その父が装束調進を依頼し、完成した装束も祭使父宛に送られることが多かった。¹⁰ また祭使本人が依頼する形を取ってはいっても、父の指示を受けている場合がある。長和三年二月の春日祭では近衛使資平の代わりに養父実資が奔走し、「摺袴十二腰事、以^二資平一令^レ示^二殿上人^一」と殿上人への摺袴分配を資平に指示した（『小右記』一月二九日条）。

こうした場合、返却も父親が担う例がある。藤原宗忠は息男宗能が初めて春日祭となった嘉承元年（一一〇六）十一月、「参^二殿下^一、返^二上祭使間借給物具^一、恐悦之由言上了」（一一〇日条）のごとく関白忠実に物具を返却し礼を述べた。なおこの時宗忠は摺袴を送ってきた二名と、了承しながら触穢等の理由で送ってこなかった六名の名を、「共人」「恪勤者」「諸国諸課」とともに書き留めている（『中右記』嘉承元年一月九日条）。宗能が永久二年（一一一四）一〇月に春日祭使を務めた際も、宗忠は「送^二摺袴一人々^一」を列記した（三〇日・一一月二日条）。父親により貴族社会内の相互依存関係の再確認が行なわれていたことがわかる。

このように賀茂・石清水臨時祭および賀茂祭・春日祭では摺袴などの衣装を撰関・公卿・殿上人などに申請もしくは分配した。では依頼された側は装束をどのように作製したのだろうか。当時の貴族邸では装束作製作業のうち、裁縫と染色は女性の手によることが多かった。『明衡往来』第二〇状返状では右大臣から五節童女装束調進を命ぜられた丹波守が、襦褌（ここでは童女の汗衫）の規格を知らない女工のために見本を送ってくれるよう頼んでおり、この女工が襦褌の裁縫を手がけたと思われる。

請^二舞姫童女装束^一事

右随^二仰旨^一可^二勤仕^一之由、可^レ被^二洩申^一也。襦褌、新可^レ調敷。女工不^レ知^二案内^一。可^レ給^二本様^一也。言上如^レ件

廻剋 丹波守

時代は下るが建永元年（一二〇六）、賀茂祭近衛使藤原公俊から舞人半臂と下襲を申請された関白家実は「家納殿」に裁縫させたが、ここに縫製に携わる女性が所属していたのだろう（『猪隈関白記』四月二一日条）。

『落窪物語』（一条朝初成立）には賀茂臨時祭舞人となった藏人少将の

装束を妻の実家が用意するにあたり、落窪に縫わせるくだりがある。⁽¹³⁾

ほどは十一月二十三日のほどなり。三の君の夫の蔵人の少将、にはかに臨時の祭の舞人にさされたまひければ、北の方、手惑ひしたまふ。あこぎ、「論（言までもなく）な、う御縫物もて来なむものぞ」と胸つぶるるもしるく、表の袴裁ちて、「これ、ただ今縫はせたまへ。御縫物（この他にもお縫物からと出て来るでしょう）出（と北の方が仰せられま）で（と使いが来て言）来（と聞こえたまふ）なむ」と言ふ。（中略）下襲裁ちて、持（北の方自身で持っていたらつしやったので）て、い（と北の方が）ましたれば、おどろきて、几帳の外に出でぬ。見れば、表の袴も縫はで置きたり。（中略）北（北の方が袴を裁つてよした）の方（北の方が袴を裁つてよした）が裁ちおこせたり。

『落窪物語』巻一

ここで落窪が縫わされたのは「表袴」「下襲」「袍」で、巻二に「少将の笛の袋」も見える。このうち表袴と下襲は『西宮記』時点で朝廷から女官や公卿に割り当てられていて、舞人側で用意することはない。『落窪物語』の記述は物語としてのフィクションが伴うにせよ、装束の縫製には家中の縫い物が得意な女性が従事したことを示すものだろう。⁽¹⁴⁾ だし表袴などの生地を裁つたのは北の方とある。すなわち祭使の妻の母である北の方が装束作製責任者であり、生地裁断も担当したのである。

ところで平安時代には夫の装束の裁縫や染色が妻の役割の一つであった。⁽¹⁵⁾ 赤染衛門は夫大江匡衡の装束を縫う歌を詠み（『赤染衛門集』）、藤原道綱母も夫兼家から頼まれて装束を縫い染める（『蜻蛉日記』）。「新猿楽記」（二世紀末成立）によれば、二番目の妻は「裁縫・染張・経織（経織）・續紡之道」の名手であるという。こうした妻たちは夫の装束だけでなく、夫に分配された装束も縫ったと思われる。長和五年二月八日の春日祭の当日、参議藤原通任が「妻女」とともに出立所に駆けつけている。

一昨祭（少将藤原兼経）使従（兼経父）二大納言道綱家（兼経父）一、出家、出立。（中略）摺袴二腰不（兼経父）レ足、仍給二料絹一、出立。其後修理大夫通任并妻女御袴持来、

然而不（兼経父）レ会「其事」云々。下官所（兼経父）レ送之袴又是出立後云々。

『小右記』一〇日条

摺袴を分配されたのは通任のはずだが、その妻（一条天皇女御であった藤原尊子）まで一緒に出立所にやってきたのは、おそらくこの妻が摺袴縫製に関っていたからではないだろうか。仕上げが間に合わず、車内で縫い合わせていたのかもしれない。

なお摺袴には木型を用いて摺り模様を染めるが、『拾遺和歌集』巻一七・雑秋によれば、東宮女蔵人左近（三条天皇東宮時代の女蔵人。小大君）が祭使から袴の摺染めを依頼されたという。

祭の使にまかり出でける人のもとより、すり袴（東宮女蔵人左近）すりに遣はしけ（できる限り急いで仕上げようとしているのだが、山井のはいよいよ進捗して、山井を染めるにはまだ）るを、遅しとせめければ、

限りなくとくとはすれど牽引の山井の水は猶ぞこほれる

この「祭」は季節的に石清水臨時祭と考えられるが、その祭使が摺袴を作製することはない。分配された公卿からの依頼か。また臨時祭舞人は「舞人、竹文青摺袍・蒲萄染下襲・地摺袴」（『政事要略』巻二八・年中行事十一月下・賀茂臨時祭所引「蔵人式」）と見えるように、青摺（山藍で染める）でなく、地摺（金銀泥や色で染める）の袴を着用する。⁽¹⁶⁾ なお『小大君集』では同歌の詞書は「源宰相右兵衛督、俄に小忌にめされて、その青ずりを朝のまにせめられて」と大嘗祭や新嘗祭の小忌衣の青摺染めを依頼されたとあり、また返歌に「袖のほどぞ（袖のあたりまでうまく染まるかしうか思いやられる）らるる」とあるので、おそらくこちらが正しいか。いずれせよ一〇世紀後半、装束の摺染めを女性に依頼していたということが分かる。

ただし摺袴には摺り模様を染め付けるだけでなく、摺文を描く場合や、刺繍などさまざまな装飾加工が施されることもあった。寛弘元年（一〇〇四）二月五日春日祭で中宮彰子が送った摺袴には「唐綾青摺文

縫」のように刺繍があり（『御堂関白記』）、治安元年（一〇二二）一〇月二九日春日祭で実資が送った摺袴にも「腰繡」と見える。また寛弘二年三月八日の中宮彰子大原野行啓では「舞人地摺袴、所々袴尽レ善尽レ美、以二金銀・螺鈿・金繡等一交飾、或有三五重綾重袴等一、華美不可二敢云一」（以上『小右記』）のように金銀・螺鈿・金繡で飾られ、仁平元年（一一五一）一月春日祭で美福門院が送った摺袴の腰にも螺鈿が施されていた（『台記別記』一五〇日条）。時代は下るが建仁二年（一一二〇）三月後鳥羽上皇石清水御幸に際し、右大臣近衛家実が奉じた摺袴は「白唐綾地、以二貴丹一画二摺袴文一、押レ薄、付二綾張裏一、所々居二平手貝一、股立津加利用レ玉、腰赤地錦、裏中倍三重付二紅匂一、単用二萌木唐綾一、并五重也、腰弘三寸、長一丈、玉表差、有志部金、物露等、付二銀梅花一、唐唐綾以泥画、同梅花久々利、白濃色三倍重袴」（『猪隈関白記』二五〇日条）のごとく豪華な布地に摺文を貴丹で描き、箔や貝や玉で飾り、銀や泥絵の梅花を施すという凝り様であった。

こうした特殊加工については技術を持つ専門職人に任せられたと思われる。寛仁元年九月二日、実資は大殿道長石清水詣の舞人摺袴調進を依頼されたが、『小右記』二〇日条に「明後日料地摺腰、從二去十七日一、以二政俊師一令二彩色一、唐綾模綾文、令二地摺模体一与二政俊大掛一、二一日条には「地摺袴腰、唐、象眼、藤村濃以二致光一令レ繡、今日持来、給二疋絹一。（中略）明日大殿被レ參二石清水一之儂人袴、地摺、唐綾、久々利、堅細、腰象、権佐章信一奉レ之とある。すなわち袴は画師であろう政俊に彩色を依頼し（画師については次節）、腰は致光（職人もしくは家人か）に刺繍を命じた。出来上がってきた袴と腰とを、おそらく実資邸で女性の手により縫い合わせて完成させ、道長邸へ届けたのであろう。

以上のように祭で用いる摺袴などの装束は、臨時祭では朝廷から直接、賀茂祭・春日祭では祭使やその父が、摂関・公卿・殿上人等に申請もしくは分配した。調進を依頼された側は裁縫・染色は妻や家族、親交のあ

る女性、女房・女工に委ね、彩色等の特殊加工は職人に任せただのである。

（二）賀茂祭の扇

賀茂祭や御禊において齋院や女房が用いる扇は、摂関期以降さまざまなどころから送られた。寛弘元年（一〇〇四）四月二〇日賀茂祭では中宮彰子が齋院に扇を奉じた（『御堂関白記』）。長久元年（一〇四〇）には「御扇一枚、女房料廿枚、童女料四枚」が内裏から送られ（『春記』四月二二日条）、翌年は「賀茂祭齋院女房料扇於二於作物所一令レ調由有二勅命一也」（『春記』三月二二日条）と藏人所所管の作物所で調進されている。

院政期になると上皇・天皇・関白が分担して扇を調進するようになる。齋王の持つ御扇は上皇から、女房扇は天皇から送られる例があり、寛治四年（一〇九〇）御禊では「自二上皇一被レ奉二御扇一、以二右少将、藤原、頼而自レ内被レ奉二女房扇廿枚・童女扇四枚一、（中略）以二藏人右少将俊忠一為二勅使一」（『中右記』四月九日条）とある。

また御禊・祭日・還立で分ける場合もある。寛治七年は「女房装束如レ昨、但換レ扇云々。祭日扇者自二殿一、関白御美、下レ所レ令レ献也、今日扇被レ設二齋王方一云々」（『後二条師通記』四月一六日条）と女房扇のうち祭日の扇は関白師実が献じ、還立日の扇は齋院側で準備した。大治四年（一一二九）は「扇、観日、祭日同、還立日新院一」（『中右記』四月二五日条）、「殿上人齋院御禊（祭脱カ）日女房扇調備、新院侍臣可レ進二還御一之由」（『長秋記』三月二八日条）のごとく御禊と祭日は天皇側、還立は新院側の殿上人が調進した。天承元年（一一三一）は「齋院并女房扇、御禊冬扇、内殿上人調進。祭日藏人所白褐水扇、帰日、院、殿上人調二備扇一」（『長秋記』四月二二日条）とあり御禊は内殿上人、祭日は藏人所、還立は院殿上人が調進している。

このように賀茂祭で齋院や女房が用いる扇は、齋院で準備されるか、

天皇・院・后宮・関白が分担して送ったが、それぞれそこから殿上人・藏人所などに分配して調進させていた。『栄花物語』巻三一・殿上の花見に長元五年（一〇三二）四月二五日御禊に際して「扇など、殿上人、心ごころにつくし挑むべし」と見え、『朝野群載』巻四・朝儀上には齋院女房扇調進を命ぜられた左少将有家と内藏頭源の請文が載る。四月中西日の賀茂祭もしくは数日前の御禊に合わせ三月末、二・三枚ずつ分配されたことが分かる。

謹請

齋院女房扇二枚事

右臨^二彼期^一、可^レ令^二調進^一之状、謹所^レ請如^レ件。

三月廿九日

左近少将有家請文

謹請

扇三枚事

右齋院女房料者、重服者其憚可^レ候歎如何。随^二重仰^一、可^二進上^一之状。謹所^レ請如^レ件。

三月廿九日

内藏頭源請文

また『狭衣物語』（一一世紀後半成立）巻四には、狭衣帝が殿上人と藏人に扇を調進させ、齋院に届けるくだりがある。

大方の殿上人などのしつづつ、あまた参らせし扇どもはさるものにて、
自らの御料などは、（狭衣帝の配慮のうえに作らせなきて）我か御心とどめてせさせたまひつづつたてまつ
らせたまひしをのみ、（扇院が愛用なさつていたので）持たせたまへりしかば、（宮中の絵所）おほやけしき絵所な
ど、（通り一遍のもの）筆あらあらしきにはあらず、さるべき藏人どもも、うけたまは
りて、日ごとに、代るべき女房の料どもなど、さまざまに心殊にせ
させたまふさま、めてたしなども、世の常ならぬさまにしたてさせ
たまひて、（中略）御使は五位の藏人にやあらん、

『狭衣物語』作者と考えられる六条齋院宣旨（源頼国女）は齋院祿子

内親王（後朱雀皇女）に仕え、後冷泉朝前半期の齋院内部を実際に目にしていた女性である。そのため『狭衣物語』は齋院についての描写に詳しいことが指摘されている。¹⁹このくだりでも「日ごとに、代るべき女房の料」と御禊・祭日・還立で女房扇を使い分けることや、五位藏人を使として送られてきたことなど、古記録の記載とも一致しており、実際の賀茂祭扇調進の状況に即した記述であると見なせよう。²⁰

また承徳元年（一〇九七）四月には「齋院女房扇、依^三殿下仰^一調進、付^二小舎人吉友^一送^二式部承藏人許^一了」とあり、関白師通の仰せによつて内藏頭右中弁藤原宗忠が女房扇を調進している（『中右記』一四日条）。ではこうした扇は具体的にどのような作製されたのだろうか。賀茂祭で用いられた扇の種類は、「夏扇」「冬扇」（『中右記』長承元年（一一三二）四月二四日条）、「水入冬扇」（『同』天永二年（一一一一）四月一四日条）、「三十五枚扇、銀表骨、面各四季絵」（『長秋記』長承二年四月一八日条）と見える。このうち「冬扇」とは松扇のこと。「夏扇」とは蝙蝠扇²¹のことで、松扇の骨を細くして片側に紙を張つたもの。「水入冬扇」²²「銀表骨」は松扇の一種で、両端の表骨^{うわほね}が金属製で銀鍍された扇という。平安中期以降、松扇および蝙蝠扇にはさまざまな絵や文字が描かれ裝飾されたことが知られる。『円融院扇合』（天祿四年（天延元年、九七三））には赤い扇面に住吉湯を描き和歌を葦手絵であしらつた扇などが登場する。一条朝には藤原行成ら殿上人が扇の骨に蒔絵をし、金・銀・沈・紫檀の骨に象眼を施し、扇面に日本全国の歌枕の風景や和歌・漢詩を描くなどして趣向を凝らした扇を天皇に奉じている（『大鏡』伊尹）。貴族たちの間でも長保元年（九九九）に「一、応^二重禁制^一、以^二金銀薄泥^一画^二扇^一・火桶^一及六位用^二螺鈿鞍^一事」（『新抄格勅符抄』巻一〇）との禁制が出されたように、金銀泥で彩色が施された扇が盛んに使用されていた。

〔小右記〕五日条と見え、『江家次第』巻六・御禊前駆定に出車・騎馬分配の書式があげられる。こうした出車定は『西宮記』巻八・入野宮の割注に「入諸司之時、定出車人云々、近代入野宮時定」と見えるので、齋院御禊でもすでに一〇世紀前半には行われていたと考えられる。

一方、内裏から遣わされた女使については、『貞觀儀式』巻一・賀茂祭儀では藏人・命婦・内侍の順に齋王輿の前に騎馬で従っているのが見える。しかし女性の乗車が広まるにつれ、²⁹⁾「典侍車」(『貞信公記』承平元年(九三一)四月二一日条)といった内侍乗車記事があらわれる。一〇世紀後半には典侍一行の過差が問題となり、「車勿レ過二五兩一、騎勿レ過二八輩一」と出車や騎馬の数が制限されるまでになった(『政事要略』巻七〇・糺彈雜事、永祚二年(九九〇)四月一日官宣旨)。

ただしこうした内侍の乗車は当初は限定されたものであった。延喜七年(九〇七)には「召男女使飾馬一覽レ之云々。使内侍藤原長子、令申下依レ病不レ得二騎馬一状上。不レ許云々」(『醍醐天皇御記』四月一五日条)とあるように病でも乗車は許されなかったが、同一九年になると「使掌侍守子、申下有レ病不堪二騎馬一由上。殊許二乗車一」(『同』四月二四日条)のごとく病気で乗車は許可されるようになる。延長七年(九二九)にも「内侍奏二可レ乗車由一」(『西宮記』巻三・賀茂祭事所引)とあり、『北山抄』の段階では「掌侍供奉時、令奏二病由一、殊有二勅許一、乗車也」(巻一・申中西日賀茂祭事)のように掌侍が女使を務める場合には病の由を奏して勅許を得て乗車する例となっていた。しかし『江家次第』巻六・賀茂祭使「路頭次第」には「御車、内侍車、^{近代}女別当車、^{近代}宣旨車、女房車六両、^{童女在}此中」と、「近代」は内侍は乗車して齋王のあとに従うものとされておられ、当時はすでに乗車が定着していたようである。³⁰⁾

一〇世紀以降、内侍が乗車する例が増えると、公卿が車(内侍本人が乗用する車、および出車)や牛を貸す記事が現れる。「典侍許金作二車并一車料牛」(『御堂閔白記』寛弘元年四月二〇日条)、「祭の使に出る内侍の御車聞えたりけるに」(『公任集』)等とある。こうした車は「車遣二使典侍許一、依二河内守朝臣懇切触示一也」(『小右記』寛弘二年四月二〇日)、「予依二典侍消息一遣レ車」(『同』長和三年四月一八日条)のように典侍から直接、もしくは河内守のような仲介者を通し依頼された。³¹⁾

ただし一世紀半ば以降は、こうした車は朝廷が集めるようになる。永承七年(一〇五二)四月二一日、参議藤原資房に宣旨が下り、内侍に車を遣わすように仰せ付けられた。さらに翌日の賀茂祭当日には父権中納言資平にも使が派遣され、命婦に車を遣わすことが命ぜられている。去夜内豎称二宣旨一來仰云、「車可レ遣二内侍許一者、令レ奏二車不レ候之由一了。近來作法公家召レ車遣二女房許一、是古今未聞事也。今日内小舍人来仰二智殿云、「車可レ遣二命婦許一者、即被レ奉了。内々命云、「車是内侍・命婦内々借求者也。公家更不レ可二知食一。今無二此事一。就レ中吾年藤已長、專不レ可レ被レ仰事也。今代事言而無益了云々。又以二小舍人一被レ仰事奇也」

〔春記〕四月二二日条)

資平が語るように、従来、車は女使から個人的に依頼して借り求めるものであった。しかし「近來作法」は朝廷から召し遣わすことになっていったという。元永二年(一一一九)にも「予御気色送二車於典侍許一」(『中右記』四月二二日条)とある。また応保元年(一一六一)には「行事藏人云、源中納言車誤遣二典侍宅一了。女房已駕レ之、次又遣二新大納言車一之処、申二余剩之由一返了云々、仍命婦出車已闕如」(『山槐記』四月一九日条)のごとく、行事所が公卿から出車を集めたが、命婦宅へ送るべき車を誤って典侍宅に届けてしまった。寛喜三年(一一三一)に

も「公卿毛車出車十兩皆催寄、分遣女使許一、典侍・命」(『民経記』四月一七日条)とあり、女藏人の出車まで公卿から集められたことが分かる。⁽³²⁾

従来、女使から公卿らに個人的に依頼していたのは、もともと女使は騎馬で従うのが原則だったことが一因ではなからうか。『北山抄』も「掌侍は病の場合に限り乗車が勅許される」と注記する。そのため女使自身が「内々に借り求め」たのだろう。やがて女使乗車が通例となると、齋院女房と同様、行事所が一括して手配するようになったと考えられる。ところで『高山寺本古往来』第五一状に賀茂祭に際し典侍のもとへ出車と装束を送る内容の往復書状がある。ここでは典侍から出車と装束を依頼された人物が、手元に然るべき車がないため、親しい知人に充て、車と牛を典侍の元に送ってくれるよう頼んでいる。

謹言 今年賀茂祭使典侍、必可問人也。仍出車并装束等、可令調送一侍。而弊所無可然車、思煩侍。御車加牛被イタワリ送者、最所仰也。奉憑親昵屢達少事、悚恐甚一肘千廻。殊賜高察、可被恩借者也。諸事期二面拜。不宣謹言

このように依頼された車や牛が手元にならない場合、他所から調達して献じることは、当時しばしば行われていた。⁽³³⁾ 典侍から直接依頼する点も一世紀前期以前の状況と合致する。『高山寺本古往来』は一〇世紀末、一一世紀初の内容といわれるが、まさにこの時期の消息と見なせよう。以上第一章では、祭列従事者が用いる装束・扇・車について、その分配・調進・製作について考察した。これらは広範囲で多層的・重層的な社会的関係を駆使して分配・調進・作製されていた。つづく第二章では祭列に関する古往来を手がかりとして、平安貴族社会における私的な交流について、その範囲や意義を考察する。

二 祭列をめぐる私的交流—往来物を中心に—

(一) 祭使相談と馬

賀茂・石清水臨時祭および賀茂祭・春日祭の祭使は任命の知らせを受けたあと、必要な装束や馬・馬具等の手配を行った。『明衡往来』第一〇三状では、二月某日に春日祭使が共人用の馬を陸奥守に依頼している。

可レ借三給細馬一事

右春日祭使、可二勤仕一侍。共人料可レ入之馬、其数差多。須下以二東国之騏驎名馬、ホドコス一、播中南京之面目上也。謹言

二月 日

左兵衛権佐

陸奥守

(『明衡往来』第一〇三状)

また『十二月往来』二月状でも、急遽春日祭使を務めることになった左少将が、「供人料馬一疋」を貸してくれるよう内藏頭に依頼する。⁽³⁴⁾

ただし祭使としての準備は、祭使任命をもつて開始されるばかりではなく、中将・少将に任せられた時点ですでに始められていたのである。

今晩有二叩レ門之者、其音鑿トウトウトシテ々々、残夢已驚。開レ戸問レ之、拾遺之使也。拜二親衛重将一之由、所レ告也。今年依レ少二闕国一、暫被二優恕一歟。自身雖レ悦レ心、僮僕還従者嘸レ眉。只其不レ愁者之武也。有二隨身之望一歟。春日祭使、可二勤仕一也。其間案内、面前必可二中承一侍。為レ申二慶賀一、罷出之間、事々不レ備。謹言。

正月 日

左近衛中将

謹上 源中将殿

(『明衡往来』第三四状表)

請雑事

一昨日、拜二除左親衛重相一(左近中将)。羽林抄暫可二令見給一也。賀茂祭使可二勤仕一之由、予有二其定一云々。雲珠・杏葉従レ兼可レ尽二風流

之美一也。前々使用二鏡鞍一。若慣二彼例一、可レ申二事之由一歟。唐鞍慮外所レ候也。可レ加二修飾一侍。 讎人可レ申二博陸殿一歟。將可レ申二大将尊閣一歟。雑色装束、可レ用二一色一歟。又可レ令レ染二色々一歟。如此案内。面展之次可二申承一。且以委レ之。頓首謹言

三月 日

左近中将源

謹上 藤宰相殿

〔明衡往来〕第一〇九状

第三四状と第一〇九状は、近衛中将に任ぜられたことを報告するとともに、「春日祭使」「賀茂祭使」を務めることについても相談している。第三四状は正月の日付であるから二月の春日祭の目前であり、第一〇九状は三月の日付で四月の賀茂祭が想定されている。実際、近衛中将もしくは少将に任ぜられた直後に近衛使を務めることも少なくなかった。

第一〇九状では近衛使経験者であろう藤宰相に馬具・随員・衣装についての問い合わせをしている。たとえば讎を関白と大将のどちらに依頼するかを相談しているが、実際に長和二年（一〇一三）四月二四日に左近少将藤原忠経が祭使を務めた際には、一〇日に右大将実資が「賀茂祭使借二黒毛馬一、唐鞍馬、又申二隨身近衛元武・守近等一云々、引馬・讎料歟」とあり、また治安三年（一〇二三）四月一六日に左少将藤原資房が祭使を務めた際には「舞了令レ引二唐鞍馬一、関白馬、馬副八人相従、右近府生公忠関白隨身、・同府隨身扶武余隨身、等為レ讎」（『小右記』）とあって、賀茂祭では関白もしくは大将が讎を提供していたことが分かる。また次の第七状では石清水臨時祭舞人右近将監が馬の制御について前飛驒守に助力を請い、前飛驒守は当日出立所に参入することを承諾する。

謹奉二尊旨一、惴ニ々于心一。石清水臨時祭舞人、已有二其闕一。可レ勤二件役一之由、忽有二綸言一。帯剣之人難レ申二故障一。然而素無二抱鞍之勇一、不レ便二騎馬之事一。就レ中、半漢逸足不レ能二控御一、兼以為レ恐耳。出立之所可レ枉二花軒一也。某謹言

三月 日

右近将監

飛驒前司殿

〔明衡往来〕第七状表

ここでは右近将監が馬の扱いについて不安を感じているが、次の第八八状でも、左少将が行幸従駕に際して、馬の扱いに慣れるため早朝に貸してほしいと依頼している。

請二案内一

右明日行幸何時乎、馬俄相違。只有二蹇

（足に病のある馬）

驢一、奥州之所レ送。

雖レ聞二其名一未レ見二其実一。頗以沛

（性質が荒く勇み立つ馬）

艾云々。但果下之類

歟。花厩之中、定有二細馬一歟。被レ申二事由一、早朝可レ給。為レ習二控御一也。謹言

正月 日

左少将

左衛門権佐殿

〔明衡往来〕第八八状

このように馬の扱いにかなり心を砕いているのは、行列中での落馬脱冠が大変な恥になるからであろう。賀茂祭見物の状況を伝える第一一状にも、内侍の前駆を務める帯刀が落馬し、冠は落とさなかったものの中子が折れてしまい、見物者が手を叩いて笑ったことが記されている。

内侍御前帯刀某丸、忽以落馬、所レ騎者驚。駘也。是桃

（乗馬が下手）

尻之所レ致歟。適雖レ不レ落冠。其中子已

蟄、如二林宗之冠一。上下人々、抵レ掌耳。

〔明衡往来〕第一一状表。全文は（三三）

實際、祭列で落馬した例は少なくなかった。天曆二年（九四八）四月一八日の賀茂祭では「使典侍准子出二宅門一之間、颯風大起、前駆之中、有二落馬脱冠者一云々」（『貞信公記』）という。また内蔵助清原元輔は内蔵寮使を務めた際、一条大路を渡るときに馬の腹を強く蹴ったところ、馬が暴れて真つ逆さまに落馬し、冠が脱げ禿頭まで露呈した（『宇治拾遺物語』卷一三、『今昔物語』卷二八）。さらに万寿元年（一〇二四）四月一七日賀茂祭では「引二出唐鞍馬一之間要駕殊甚、雲衆墮損忽以相構、

此間不レ静、馬副顛倒」(『小右記』)と飾馬が暴れて制御がきかず、馬の尻に載せていた飾りが落下破損し、馬副も引き倒されてしまった。

以上のように祭使は、すでに中少將に任命された時点で祭に向けた準備を開始し、祭使経験者等にさまざまな相談をしていた。祭使・舞人をはじめとする祭列従事者にとって、馬の調達や制御はとくに重要な課題であり、知人に助力を請うたのである。

(二) 習舞儀礼について

前節で舞人が馬の制御について助力を請う書状をあげたが、もちろん当日までに舞の練習も欠かせない。とくに若年者が初めて舞人を務めるような場合には、父親らによって特別な手配が行われた。

息男某、可レ奉^レ仕臨時祭舞人^一之由云々。件男幼少之上、本性愚頑、無^レ守^二芸^一。就^レ中、歌舞事、已以無^二骨法^一。雖^レ然、無^レ止公事、難^レ搆^二故事^一。明日可^レ招^二舞師^一侍。白地、枉^レ駕乎^{マゲル}。下官自^レ本性拙^二此道^一。而如^レ此之事、見知之人尤要枢也。仍所^二執申^一也。殊有^二允容^一耳。謹言

十一月 日

左大弁

奉上 雅楽頭殿

伏請^二嚴旨^一

右明日可^二參仕^一之状、所^レ請如^レ件。抑佐殿御舞事、尤可^レ然也。感申^不少。御師誰人乎。^(神楽人の長)人^長某、舞体雖^レ無^二廻^一雪^之曲^一、口伝猶承^二家風之塵^一。最初舞人、以^二二人長^一為^レ師者是例事也。又青^レ於^レ藍、寒^レ於^レ水、專^不依^二師之優劣^一者也。仍可^レ被^二召仰^一歟。參候之次、可^レ言^二上事由^一。誠惶誠恐

謹言

廻

雅楽頭高階

返状に「佐殿」とあるので左大弁息は衛門府または兵衛府の佐と考えられる。父左大弁によれば佐はまだ幼く舞も得意ではない。明日「舞師」を家に呼び指導させるが、自分も舞の道に詳しくないため、その道に明るい雅楽頭に臨席して欲しいと述べ、雅楽頭も了承する。

賀茂および石清水臨時祭の舞人・陪従はおよそ三〇日前に決定、二・三日前に試楽が行われた。この間、「於^二三楽所^一調^二習歌舞^一」(『政事要略』卷二八・年中行事十一月下・賀茂臨時祭所引「藏人式」)させるが、摂関家など王卿貴族の子弟は自邸に舞師を召して練習した。⁽³⁶⁾舞師とは雅楽寮所属の諸師だが、一一世紀以降は衛府官人等の舞師を示すことも多い。⁽³⁷⁾

康和四年(一一〇二)十一月二八日賀茂臨時祭では藤原宗忠の息兵衛佐宗能が「新舞人」を務めることとなったが、それに先立ち一六日、秦兼方を舞師として宗能に舞を習わせた(『中右記』)。

招^二右近將曹秦兼方^一、令^レ習^二始兵衛佐於舞^一。是臨時祭新舞人也。件兼方為^二近衛舍人中長之上^一、又人長也。仍所^レ用^二舞師^一也。

ここで舞師に人長を用いたのは、『明衡往来』第二一状返状の「最初舞人、以^二三人長^一為^レ師者是例事也」と対応しよう。

天仁元年(一一〇八)二月一六日賀茂臨時祭では摂政忠実の息右中将忠通が舞人となり、一月二八日に忠実邸中門廊で舞始を行なった。舞師下毛野近末のほか、忠実父方の叔父能実・忠教や母方の従兄宗忠らの公卿が忠実に招かれている(『殿曆』『中右記』)。また仁平元年(一一五一)十一月二五日賀茂臨時祭では左少將藤原隆長が舞人に任ぜられ、父左大臣頼長は九日に舞師を自邸に召し、舞を習わせ始めた。

隆長始習^レ舞、^(藤原)於^二東中門廊^一有^二此事^一。師左近少曹兼弘、布衣垂袴、隆長布衣。忠基、兼長等卿、資信朝臣会^レ之。事了。忠

基卿吹レ笛、予和レ笙。近方陪^二砌下^一擊^二羯鼓^一。隆長舞^二万歳^一、上下歎美。
〔宇槐記抄〕

仁平元年の舞始では父の頼長が笙を奏でたが（頼長は『鳳笙師伝相承』に見える）、笛を担当した忠基（忠教男）は伴奏のためとくに召されたと思われる。天仁元年の宗忠も管弦に造詣が深く、『秦箏相承血脈』『鳳笙師伝相承』『大家笛血脈』、神楽や東遊を伝える家系である（『神楽血脈』『東遊歌図』）。舞始には近親者のほか、第二二状のごとく舞楽の道に明るい者がとくに招かれているのが分かる。

また試楽前日には個人での最終練習というべき拍子合が行われるが、ここでも舞師を召し、公卿・殿上人・諸大夫以下が臨席した。寛弘七年（一〇一〇）十一月二日賀茂臨時祭では藤原行成の息侍従実経が舞人に定められた。二〇日試楽の日は御物忌のため、前日に内裏の公信宿所に詰めて拍子合を行い、諸大夫や舞師の茨田重方・弘近父子が出席した。明日試楽、御物忌。仍將^レ參^二実経^一、宿^二頭中將宿所^一、今日拍子合。權^{（藤原経通）}弁被^レ過、召^二武員一打^レ琴。諸大夫十余人輩過、纏^二頭舞師^一方^{（茨田・左近將監）}等^一。饗事仰付^二□□^一。重方祿絹三疋、白綿掛^一、臨時。余又脱^二綿衣^一。小師広^{（弘）}近^{（実出）}疋絹、武員疋絹。乗燭者武仁・重近、又疋絹。〔權記〕

臨時祭の例ではないが、長保三年（一〇〇一）一〇月四日に左近中将藤原成房の拍子合（七日に東三条院四十御賀試楽）が行われた際にも、四位・五位や舞師・楽人のほか楽所預が臨席した。

中将合^二拍子^一、四位・五位一両来会、聊勸^二酒肴^一、舞了。〔繪力〕儀師延正掛一重・袴一具、小師兼吉掛一重、自余楽人疋絹。楽所預宗光来会、余脱^レ衣給^レ之。又舞師・楽人各有^二纏頭事^一。〔權記〕

この楽所預宗光について荻氏は、伴奏者に楽所人がいたことや御賀の日程に關っていた行成との打ち合わせ等のため来会したかとされるが、

第二一状と同様、舞楽の道に明るい知人に臨席を請うた例かもしれない。

なお『蜻蛉日記』下巻によれば、藤原道綱は天延二年（九七四）一月二三日賀茂臨時祭の前々日、急遽舞人に任じられた。その際、父兼家が必要な品を届けて寄越し、さらに試楽当日二二日には自邸に呼びよせ、〔道綱と一緒に取ち添って、舞をひととおりに練習させて、参内させたのだった〕「もろとも立ちて、舞ひとわたりならさせて、まゐらせてけり」という。この当時から舞人の習舞に父が関わっていたことがわかる。

ところで寛弘七年の例は内裏宿所で行われたこともあつてか臨席者は権左中弁藤原経通と諸大夫十余人ほどであり、長保三年も四位・五位が一・二人とある。また東三条院四十御賀の試楽の前日に行なわれた左大臣藤原道長の二児、鶴君・巖君（藤原頼通・頼宗）童舞拍子合にも「一両卿相・殿上人会合」とのみ見える（『權記』六日条）。撰関期の拍子合にはそれほど多くの公卿・殿上人は参会しないものであつたらしい。

これが院政期になると、舞人が練習を終えて、指導した舞師に祿を給う拍子合などの儀礼に「一家人々」が集会するようになる。藤原宗能が初めて舞人を務めた康和四年十一月二八日賀茂臨時祭では、二七日の試楽のあと、宗能の六角亭で舞師兼方を響應したが、ここでは「一家人々七八人」が舞師に纏頭したという（『中右記』）

また同年三月八日、藤原宗忠弟で弟新中将宗輔、息男兵衛佐宗能（以上は一八日法皇五十賀左舞人）、宗重（九日法皇御賀試楽童舞）の舞人三人拍子合が行われ、舞師に祿を給った。このほか内殿上人一名を含む二九名が集会したが、彼らは宗忠の父方の従兄弟（信通・伊通・能仲）・はとこ（基隆）、父宗俊の父方の従弟（長忠）、宗忠の母方の従弟（藤原実光）、父宗俊の母方の従兄弟（源国明・実明・能明・明憲）、宗輔母の一族（源師隆・師時・師親・師重・顕国・季房）といった「一家人々」、および楽人等である。この御賀に際しては他にも各所で舞人拍子合が行われ、それぞれ「一家人々」が参集した（『中右記』）。

撰関家でも、天仁元年賀茂臨時祭舞人の忠通の場合、舞師近末が院に候ずる者であるため一〇日密々に饗応のみを行ったが、それでも忠実の父方の叔父（家忠・経実・能実・忠教）、母方の従兄宗忠ら公卿七名と殿上人七八人が参会した（『殿曆』『中右記』）。公卿のうち宗忠や源基綱（『琵琶血脈』『神楽血脈』）が来会したのは、管絃や神楽などに通じる者としてとくに召されたためであろう。

院政期には父子を単位とする「家」の成立に伴い、父方・母方・妻方等を含めた「一家」が日常的にそれを相互扶助するようになる。たとえは非撰関家の慶賀行列でも、撰関期には子や甥などごく近い近親者しか従わなかったものが、院政期にはより広い範囲の親族が多数扈従するようになった。拍子合などの習舞儀礼に一人人々が集会するようになったのも、こうした家族関係の変化に伴うものと考えられる。

（三）見物報告と神館での交流

祭列はひとりではなく、たいい誰かを誘って一緒に見物するものであった。⁽⁴⁴⁾『明衡往来』第一〇状によれば、参議伴の自邸に藤重将と源拾遺が来訪し、稲荷祭見物に誘われたという。

依^レ無^二指事^一、久不^二出仕^一侍。只假^二息蓬屋^一耳。而昨日藤重将^(中將)・源拾遺^(侍從)忽以^二光儀^(来訪)談云、今日稲荷祭也、密々欲^二見物^一、如何。不^レ能^二固辞^一、^(ナマシ)以^二饗応^一、相共同乘到^二七条大路^一。（後略）

このほか書状で誘われる場合もあった。日吉祭見物の例であるが、『高山寺本古往来』第三八状では「仍馬庭之辺、富津之間令^レ構^二設敷^一、殊无^二御障^一以^二明日払眺^一忝^レ枉^二光臨^一尤所^レ望也」と棧敷への来臨を請うている。また時代は下るが『御慶往来』（鎌倉末成立）四月状は、賀茂祭見物の棧敷に候するよう命ぜられた御房丸が了承する内容である。

こうした見物の状況は書状や面談によって互いに報告され、情報が交換・共有された。

昨日罷^二向祭使所^一、未^レ燻^(アタタメ)座之間、自^レ内有^レ召、仍触^二事由於彼中將^(使中將)、即参内。為^二御使^一参^二斎院^一。少時、賜^二御返事^一。参。又依^レ無^二人数^一、勤^二仕陪膳^一畢。招^二藤李部^(式部卿)一相載、向^二七条大路^一。微^(魂せたま)牛蹄遲、解退殊甚、其使半渡之比也。使中將物具等、甚以美麗也。関白殿之小栗毛、牽馬之体、尤有二其興。沛^(勇み立つ馬)艾之間、其汗有^レ色。若是汗血馬之種歟。見物之者、莫^レ不^二感歎^一。内侍御前帶刀某丸、忽以落馬、所^レ騎者驚^(驚い馬)駢也。是桃^(乗馬が下り)尻之所^レ致歟。其中子已^(ヒシゲテ)蠶、如^(中の角が折れた冠)林宗之冠^一。上下人々、抵^(タタク)掌耳。薄暮事訖。又依^二春日行幸御装束等^一参内。丑一刻退^(自邸)蓬門^一。今日可^レ罷^二寄神館^一、為^レ訪^二重将^(使中將)也。昨今依^二堅固御物忌^一令^二籠居^一給之由云々。仍昨日事、大概所^二注申^一也。事々、明日参^二門下^一可^レ申承^一候之状如^レ件。

四月 日

侍従源

謹上 左馬頭殿

近曾有^二下如^一怪異一事上、卜筮所^レ告不^レ快。仍昨日今日閑^レ門蟄居。不^レ異^二井蛙^一。境節無^レ便之比也。然而全^レ身奉^レ公是臣之忠也。祭間事、鬱結殊甚。故給^(消息)恩誨^一、如^二襄^レ靄望^一月。欣躍々々。今朝或者来^二門外^一、示^二雜事^一之次報云、昨日春宮亮出立之処、知音之輩多以到訪。盃酌無算、滿座淵醉。此間事々懈緩、引及^二申刻^一、僅以参^レ宮云々。実歟、如何。職掌之人、豈可^レ然乎。雖^二無益之事^一、密々所^レ啓也。莫^レ及^二披露^一。明日可^レ光臨^一之由、有^二其命^一。家已^(貧家)席門也。若留^二長者之車轍^一、恐有^二衆口銷^(ケス)金之誦^(ソシ)。努力々々。只今於^二禁掖^一、可^レ蒙^二温言^一也。不具謹言

即時

左馬頭藤原

（『明衡往来』第一一状表・裏）

第一一状往状は堅固物忌により賀茂祭見物できなかつた左馬頭に、侍従源が見物状況を翌日消息で知らせたものである。源侍従は藤季部を誘つて一条大路へ見物に向かい、使中将の物具がすばらしく関白から借りた馬が見事であつたこと、女使内侍の前駆を務めていた帯刀が落馬して冠の中子が折れ見物人が大笑いしたことを伝える。これを受け左馬頭は返状で、今朝「或者」より伝えられた情報について報告する。春宮使たる亮の出立所に「知音之輩」が大勢来訪し、酒を酌み交わして大いに盛り上がったため出発が遅れ、申刻によりやく東宮に参上したという。

さてこの第一一状によれば、侍従源は近衛使中将の出立所に訪問し、また東宮使である亮の出立所にも多くの知音の輩が来訪している。撰関期以降、貴族私邸が出立所となり出立儀が行われたことは、『西宮記』巻九・祭使事および『江家次第』巻六・賀茂祭使に見える。

さらに往状によれば源侍従は本日の還立にも神館に使中将を訪問する予定であるという。殿上人・諸大夫は早い時期から神館に祭使や齋院女房を訪問していた。永観元年（九八三）四月の賀茂祭日に齋院選子内親王の女房進が、「大夫の君」に神館を訪れるよう詠みかけている。

神館にて、（藤原朝光）左大将殿の大夫の君のもとに、葵に書きて、進
今日ばかりこそ葵かざさめ
（今日だけはお進いして葵をかざしとして挿しませよう）

大夫
あなたが戻れる朝のひとときは何とも切ないものですよ
たちかへる朝のほどのわびしきは
と、いととく、ようのたまへり。

（『大齋院前の御集』）

神館の構造は『明月記』承元元年（一一〇七）四月一七日条「神館指図」に描かれるが、ここにも「相訪人々車在二此辺」と記されている。ただし公卿や蔵人頭といった地位の高い者は、従来は私的に神館を来訪することはなかつたらしい。長徳三年（九九七）四月一七日賀茂祭では蔵人頭二名が来訪したが、実資は「往古不聞之事也」と非難する。

伝聞、祭使少将神館宿所蔵人頭二人及雲上人々七八人来訪、脱衣被二近衛府官人已下二云々。蔵人頭向二此処一、往古不聞之事也。
末代之事太軽忽々々々。

しかし次第に公卿までもが神館を私的に訪問するようになる。長和元年（一一〇二）四月二五日（還立日）、藤原資平は中納言藤原行成の誘いで神館に向かったという。寛仁二年（一一〇一）四月二三日には祭使藤原長家の神館宿所に舅の行成や母方の伯父経房、同母兄能信らの公卿が来訪した。実資は「近代間有此事」。卿相作法不異凡人」と非難するが、当時すでに公卿の神館訪問は通例になりつつあったのだろう。

近衛府使中将長家神館宿所上達部訪来云々。近代間有此事。卿相作法不異凡人。会合卿相、侍従中納言行成・中宮権大夫経房・新中納言能信・二位宰相兼隆・右大弁朝経及殿上人・諸大夫等云々。

さらに万寿元年（一一〇二）四月一七日賀茂祭では、関白頼通の猶子源師房が祭使を務めたためか万事豪華に行われたが、道長のもとで見物していた兼隆以下の公卿が、道長の指示により使中将神館嚮に向かい、脱衣して祭列従事者に賜ったとある。公卿の神館訪問が道長政権下次第に大掛かりになっていったことが伺える。

依二禪門気色一左衛門督兼隆、新中納言長家、参議資平・通任・兼経等向二中 将神館嚮一脱衣。殿上・地下人多会。

（以上『小右記』）

長久元年（一一〇四）四月二六日の還立では、蔵人頭藤原資房は天皇の仰せを伝えるため内裏から神館に向かったが、すでに多くの公卿・殿上人が来訪し、饗饌が設けられていたという（『春記』）。

本来、祭列従事者以外の公卿は祭使出立所で酒宴に参加し、路上で祭列を見物し、還立日に還饗に参加するのみであり、神館を訪問すること

はなかつたと考えられる。しかし一世紀になると殿上人・諸大夫のほか、友誼関係や近親関係にある公卿までも私的に来訪するようになり、さらにそれが道長の意向により拡大されたのである。『明衡往来』第一一状はこうした段階の状況を反映したものであろう。

ただし院政期には再び様相が一変する。還立日に上皇が神館に御幸し、大臣・公卿以下、ときには関白までもが扈從するようになった。路上での見物と同様、神館にも上皇を頂点とする政治秩序が及んだのである。⁴⁸⁾

午刻殿(関白御幸)下・北政所令参(源範子)紫野神館一給、北政所紫野辺留給、(内大臣御進)参院、(中略)院乘御車一、余騎馬云々。右大臣直衣。紫野被立御車一、更神館為御覽一度御、已事成由、更帰紫野御車立、度事如恒。

〔後二条師通記〕寛治五年(一〇九二)四月二一日)
(白河)上皇有御見物一、(中略)大臣以下公卿十七人、衣直殿上人五十人許(下人)前駆。(中略)殿(関白御幸)下車、扈從。未刻許、先御覽神館辺一、次立御車於知足院大門南辺一。

〔中右記〕嘉承二年(一一〇七)四月一八日条)
上皇御幸がない場合でも「午時許参右大臣殿一、為御供参神館齋王御所一、(藤原家忠)権大納言家、(藤原能実)中宮権大夫能、(藤原家政)新宰相中将家、殿上人両三人扈從」〔中右記〕康和四年(一一〇二)四月二六日条)のように摂関家の忠実に少数の近親公卿と殿上人が扈從する。もちろん前日や夜間・早朝に個人的に神館を訪問する公卿・殿上人もいたであろうが、こうした段階では神館訪問はもはや友誼関係等に基づく私的な行為でなく、公的な儀礼の様相を帯びた、上皇や摂関家への奉仕の一環でもあった。なお神館を訪れない場合でも、神館では祭使や女房との和歌の贈答が盛んに行われた。永観元年賀茂祭には齋院女房進が大夫の君に詠みかけたが、逆に神館へ遣わした歌もある。後冷泉朝前半期に齋院祿子内親王

に仕えた皇后宮美作(源資定女)は、後三条朝の賀茂祭還立日に昔を懐かしみ、齋院佳子内親王に仕える女房に詠み遣わした。

祿子内親王賀茂の齋院と聞えける時、女房にて侍けるを、年経て、後三条院の御時、齋院(祿子内親王)に侍りける人のもとに、昔を思ひいでて祭のかへさの日、神館につかはしける。皇后宮美作聞かばやなそのかみ山のほととぎすありし昔のおなじ声かと

〔後拾遺和歌集〕卷三・夏)
また神館内で、祭使から齋院女房や官人へ遣わすこともある。藤原実方(九九八)は祭使を務めた折、齋院女房へ以下の歌を詠んだ。

祭の使にて神館の宿所より齋院女房につかはしける。
藤原実方朝臣
ちはやぶるいつきの宮の旅寝にはあふひぞ草の枕なりける

〔千載和歌集〕卷一六・雑歌上)
備前典侍(源雅通女)が女使を務めた日、神館では大勢がご機嫌伺いにやってきたのに、藤原長房(おそろく齋院長官の時。永承三年(一〇四八)任)が姿を見せないで、次の歌を詠み遣わした。

祭の使して、神館に侍りけるに、人々多くとぶらひにおとなひ侍けるを、大藏卿長房見え侍らざりければつかはしける。
備前典侍

ほととぎす名告りしてこそ知らるなれ訪ねぬ人に告げややらまし
〔後拾遺和歌集〕卷三・夏)
逆に齋院女房から祭使へ詠みかけることもある。藤原家通は中将であったとき(一一六〇～六六)賀茂祭で祭使を務めたが、還立の朝、齋院女房から以下の歌が遣わされたという。

左衛門督家通、中将に侍りける時、祭の使にて神館に泊りて侍りける暁、齋院の女房の中より遣はしける。
読人しらす

立ち出づるなごりありあけの月影にいとど語らふ郭ほしとぎす 公かな

〔『新古今和歌集』巻一六・雑歌上〕

こうした神館と外部、もしくは神館内部で取り交わされた和歌や、上皇・関白以下公卿・殿上人らの神館訪問記事から窺えるように、賀茂祭時の神館は、職務上の関係のほか、政治秩序や友誼関係・近親関係といったあらゆる貴族社会の社会的関係が集約された空間であった。

以上第二章では祭列に関する数多くの消息が、早くは中少将任命時から準備段階、祭の後まで、各所で取り交わされていたことを指摘した。祭列従事者以外の者も、祭使・舞人もしくはその父親との友誼関係に基づき馬の制御指導や習舞儀礼に立ち会い、また友人や近親者が出立所や神館を激励のために訪問し、和歌で交流を深めた。ただしそのなかには院政期に習舞儀礼のように一家人々集結の場になったり、神館に上皇や関白を頂点とする政治秩序が及んだりするなど、時代の変遷にともない機能する社会的関係や意義が変化したものもあった。

おわりに

本稿では平安貴族社会の行列をめぐり、いかに多層的・重層的な社会的関係が広範囲にわたって機能していたかを明らかにするために、祭列でのいくつかの点について考察してきた。

祭列従事者の用いる物品は多層的・重層的な社会的関係により調達された。賀茂祭や春日祭の祭列従事者は、上皇・摂関や公卿・殿上人、従属関係にある者に、装束や馬・馬具などを依頼もしくは分配した。装束を分配された側は、女工・女房・妻女に裁縫・染色させ、職人に特殊加工させて仕上げ、献上する。賀茂祭の扇は齋院自身で準備するか、天皇・上皇・関白などが分担したが、それぞれ殿上人や藏人所等に調進を分配し、殿上人等はさらに画師に扇絵を描かせて完成させた。

こうした準備過程で祭使や舞人の父親が大きな役割を果たしている。

祭使にかわり父親が装束等を依頼し返却することもあり、出立儀・還饗を主催し、習舞儀礼に舞師や近親者、舞の道に明るい知人を招くのも父親の役目であった。また友誼関係も大きく機能した。扇調進を分配された殿上人は扇絵を画師に描かせて調進するが、知人に画師斡旋を依頼する場合もあった。賀茂祭女使から出車を依頼された公卿・殿上人は、手元にしかるべき車がなければ知人に替わりを頼む。馬の制御指導や舞の監修のため、知人に来訪を請う場合もあった。さらに祭当日は友人を見物に勧誘し、祭後は消息等により情報を交換・共有しあう。神館の祭列従事者を友人や近親者が訪ね、歌を詠みあい、交流を深めた。

このように祭列をめぐっては、多層的・重層的な社会的関係が広範囲にわたって機能していた。ただし時代の変遷にともない機能する社会的関係や意義の変化も見られる。従来、女使から個人的に依頼していた出車は一一世紀半ば以降、朝廷から公卿に分配されるようになった。また摂関期には公卿・殿上人らは祭列従事者との友誼関係により神館を訪問していたが、院政期になると上皇や関白の供として従うようになり、上皇や関白を頂点とする政治秩序が及んでいる。院政期には習舞儀礼にも一家人々が参集するようになった。これらの儀礼には院政期には大規模で組織的な社会的関係が機能するようになり、より公的な儀礼としてみなされるようになったと言えるだろう。

さて今回は『明衡往来』や『高山寺本古往来』をはじめとする古往来を扱ったが、そこには平安貴族社会におけるさまざまな社会的関係が忠実に具体的に映し出され、平安貴族社会の研究史料として十分活用できることが分かった。これら古往来は実際に使用された消息類と考えられるため文学作品より事実に基づいて記載され、また日常的な友誼関係についての内容も古記録以上に具体性に富む。差出人や宛先の身分も、例

えば『明衡往来』では四位・五位を中心として公卿から下級官吏・地方官・無官・僧侶まで広範囲にわたる。⁽⁴⁹⁾ 今後はこうした古往来等をさらに活用することで、友誼関係をはじめとする平安貴族社会の日常的な社会的関係の実態と意義を、より広い範囲で探求できるのではないだろうか。また一世紀中葉は文献史料があまり多く残っていない期間でもあり、この時期に編まれた『明衡往来』は、撰関期から院政期にかけての貴族社会の変化を探るための貴重な手がかりともなりうるであろう。⁽⁵⁰⁾

〔註〕

- (1) 吉川真司「撰関政治の転成」(『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年。初発表は一九九五年)、佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」(『日本中世の黎明』所収、京都大学学術出版会、二〇〇一年。初発表は一九九五年)ほか。
- (2) 「平安貴族社会の行列―慶賀行列を中心に―」(『日本史研究』四四七号、一九九九年)、「行列空間における見物」(『日本歴史』六六〇号、二〇〇三年)、「行列空間における女性―出車を中心に―」(『古代文化』五六巻五号、二〇〇四年)。
- (3) 本稿での引用は、高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺本古往来・表白集』(『高山寺資料叢書第二冊、東京大学出版会、一九七二年)に拠る。
- (4) 本稿での引用は、石川謙編『日本教科書大系 往来編』第一巻古往来(一)(講談社、一九六八年)に拠り、三保忠夫・三保サト子編『雲州往来享禄本 索引篇 研究と総索引』(和泉書院、一九八二年)を参照した。また引用の際は原注を除き、必要に応じて解釈と振り仮名をつけた。なお著者藤原明衡の経歴、および写本・刊本等の研究については、三保忠夫『藤原明衡と雲州往来』(笠間書院、二〇〇六年)参照。
- (5) 石井進「中世成立期の軍制」(『石井進著作集』五、岩波書店、二〇〇五年。初発表は一九六九・一九七一年)。
- (6) ほか『年中行事秘抄』十月に永承六年(一一〇五) 十一月六日付賀茂、

『朝野群載』巻六・神祇官に保安二年(一一二二) 二月三〇日付石清水、兵範記「仁安三年(一一六八) 二月二日条に賀茂、『吉記』治承四年(一一八〇) 四月八日条に石清水、の各臨時祭の装束分配が載る。

(7) 三橋正「臨時祭」の特徴と意味」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』、続群書類従刊行会、二〇〇〇年。初発表は一九八六年)。

(8) 三橋註(7) 論文、「撰関期の春日祭」(註(7) 書、初発表は一九八六年)。

(9) 道長政権期以降、撰関家嫡男が祭使を務める場合には后宮からも送られた例が見える(『御堂関白記』寛弘元年(一一〇四) 二月五日条、頼通が春日祭使。『中右記』寛治二年(一一〇八) 十一月一日条、忠実が春日祭使)。頼通猶子である源師房が祭使と考えられる万寿元年(一一二四) 四月一七日賀茂祭でも「宮々」から送られている(『小右記』)。

なお賀茂祭・春日祭装束のうち舞人の下襲・半臂や陪従装束は、院政期には「舞人下襲、^(藤原忠実)陪従装束、^(源雅実)康和四年(一一〇二) 十一月二日」と、撰関家および方大将に申請するのが例となっている。ただし撰関期には「舞人下襲、^(藤原道通)中宮大夫」「陪従装束、^(藤原頼通)権大納言」(『小右記』長和三年(一一〇四) 二月三日条、春日祭)のごとく例として固定していなかったと思われる。撰関に障りあれば次位の大任に依頼した(『玉葉』承安四年(一一七四) 二月二六日条、治承二年二月五日条)。

(10) 「摺袴送^(藤原頼宗)源大納言御許、息左少将頼基今日祭使也」(『小右記』寛仁三年(一一〇一) 四月二二日条、賀茂祭)、「近衛府使左近少将俊家、依^(藤原頼宗)春宮大夫消息、調^(藤原頼宗)送^(藤原頼宗)舞人十二人下襲、亦遣^(藤原頼宗)摺袴」(『同』長元五年(一一三二) 四月二二日条、賀茂祭)、「春日祭使^(藤原頼宗)大殿中将被^(藤原頼宗)勤仕也、仍早且進^(藤原頼宗)摺袴一腰了、是依^(藤原頼宗)有^(藤原頼宗)仰也」(『中右記』大治五年(一一三〇) 一月八日条、春日祭)。

(11) 藤原頼長や九条兼実も、息男が春日祭使を務めた際、「送^(藤原頼長)摺袴人々」を列記している(『台記別記』仁平元年(一一五一) 十一月一日条、『玉葉』治承二年(一一二二) 二月二日条)。

(12) 内蔵寮の御服調達に關しても、内蔵頭藤原宗忠は邸南廊に御服所を修

造し、「御服裁縫女工」を渡している（『中右記』承徳二年八月五日条）。

(13) 以下、古典文学の解釈については、新編日本古典文学全集（小学館）および新日本古典文学大系（岩波書店）を参照した。

(14) 赤染衛門も縫い物が得意であったらしく、万寿三年に息奉周に五節舞姫献上が充てられた際、上東門院から「（面倒なことは思うけれども）ようとおもふものながら、人にぬはずな」と装束を手ずから縫うよう申し渡された（『赤染衛門集』。解

釈は関根慶子ほか著『赤染衛門集全釈』風間書房、一九八六年）。なお『枕草子』「ねたきもの」にも、中宮定子の女房が仕立物を大勢で縫いあげた様子が描かれ、衣服縫製が女房の仕事のひとつであったとわかる。

(15) 伊原昭『文学にみる日本の色』（朝日新聞社、一九九四年）、服藤早苗『平安朝 女性のライフサイクル』（吉川弘文館、一九九八年）。平安時代の貴族邸において女性が染色に従事した件は、伊原昭『王朝の色と美』第二章「平安の人びとの生活と色」（笠間書院、一九九九年）に詳しい。

(16) 鳥居本幸代『平安朝のファッション文化』（春秋社、二〇〇三年）。なお石清水臨時祭でも「舞人等巻纒・青摺之袴」（『後二条師通記』寛治七年三月五日条）と見える場合もある。『小大君集』解釈は、平塚トシ子ほか著『小大君集全釈』（翰林書房、二〇〇〇年）。

(17) 『夏間藏人方恒例公事用途事（中略）賀茂祭、調進物、（中略）水入扇四十枚、白柄扇廿四枚』（『葉黄記』宝治元年（一二四七）三月二日条）と同じか。

(18) 藤原有家の左少将任期は寛治二年二月〜長治元年（一一〇四）一月。内藏頭源は源政長（任期は、寛治七年二月〜永長二年（一一〇九七）閏正月）か。

(19) 堀口悟「齋院交替制と平安朝後期文芸作品——『狭衣物語』を中心として——」（『古代文化』三二巻一〇号、一九七九年）、所京子『『狭衣物語』にみえる齋院の史的考察』（『齋王の歴史と文学』、国書刊行会、二〇〇〇年。初発表は一九八一年）。

(20) 宮中での扇調進は四月一日孟夏旬「進扇」や季節毎、さまざまな儀礼に際しても行われた。貴族邸でも、実資は娘・千古の着裳に際し大舎人

頭源守隆に扇を調進させている（『小右記』万寿元年二月一三日条）。

(21) この時期の古典文学に見られる「蝙蝠扇」使用例は、坏美奈子「献上の扇について」（『新しい枕草子論 主題・手法 そして本文』、新典社、二〇〇四年）。なお夏扇は夏だけでなく秋にも用いられた（『たまきはる』）。

(22) 平安時代の扇の形態や種類については、中村清兄『日本の扇』（河原書店、一九四二年）、同『扇と扇絵』（河原書店、一九六九年）参照。

(23) 平安時代の扇絵については註（22）両書、および安原眞琴『扇の草子』の研究—遊びの芸文—（ぺりかん社、二〇〇三年）参照。

(24) 平安時代の絵画製作過程や画所・画師については、家永三郎『上代倭絵全史』（高桐書院、一九四六年。改訂版は墨水書房、一九六六年）、秋山光和『平安時代世俗画の研究』（吉川弘文館、一九六四年）、宮島新一『宮廷画壇史の研究』（至文堂、一九九六年）、芳之内圭『平安時代の画所について—その基礎的研究—』（『日本歴史』六五九号、二〇〇三年）。

(25) 芳之内註（24）論文。

(26) 家永註（24）書。同氏は『明衡往来』第九状「絵師」を「公務を奉ずる吏人が偶然画技を習得して絵師に化する経過を示すもの」とされる。

(27) なお扇の骨については、『新猿樂記』に「三郎主者、細工并木道長者也。（中略）鞆骨・扇骨・箆・大刀装束・唐笠・造花・簾卷上手也」とあって、細工職人が手がけたという。

(28) 吉川註（1）前掲論文、拙稿註（2）「行列空間における女性」。

(29) 松本政春「貴族官人の騎馬と乗車」（『日本歴史』五一五号、一九九一年）。

(30) 行列中の乗り物の順番は主人の後に身分順に続くのが原則であるため、内侍が乗車すると齋王の後へと移動する。しかし齋院と齋院に仕える女別当・宣旨以下の車列との間に割り込む形になり、行列が乱れる原因となっていた。長和五年四月二〇日、頼通から女使の車次第を問われた実資は「新案」として齋院に仕える女房の後ろに内侍を置くことを提案（『小右記』）。院政期に女藏人まで乗車するようになると、そのように編成されている。なおのちに近衛使ら男使も飾車を率いるようになるが、

実際は乗らず騎馬したため、行列の順序は変わらなかった。

- (31) 寛弘二年の例では、実資は還立の朝、典侍の神館宿所に食事も届けている(『小右記』二二日条)。なお齋宮が野宮に入る場合も典侍の消息により車を遣わした(『小右記』長和二年九月二七日条)。

- (32) 女使と出車の配列は、齋院童女車の後、典侍車・出車五両、命婦車・出車二両、藏人車・出車二両(『山槐記』応保元年(一一六一)四月一日条、治承四年四月一日条、『民経記』寛喜三年(一一三二)四月一日条)。

- (33) たとえば藤原実資は中宮彰子内裏参入のための糸毛車を依頼された際、齋院の車を借りて遣わした(『小右記』長和元年四月二六日条)。拙稿註(2)「行列空間における女性」註(14)。

- (34) 以上は祭使本人の書状による依頼例だが、寛仁二年四月二日道長・頼通石清水詣では頼宗が前駆用の馬を「女房消息」により実資に依頼した(『小右記』)。なお祭使やその他の従事者が用いる馬や馬具は、上皇や撰関以下の公卿・殿上人が貸し与える。藤原道長は寛弘八年四月一日賀茂祭にあたり「申レ馬人々」に馬を貸与した(『御堂関白記』)。この場合、「検非違使宗実^(平)給レ馬。件男院近習也、仍給「善馬」(『殿曆』天永三年(一一二二)四月二〇日条)のように借手の属性が馬の質に考慮された。撰関による馬の貸借については中込律子「撰関家と馬」(服藤早苗編『王朝の権力と表象―学芸の文化史』、森話社、一九九八年)。

- (35) 藤原教通は、ほかに春日祭使を奉仕すべき者がいないため、寛弘四年一〇月二九日に権右少将に加えられ、翌月八日に春日祭使として出立した(『権記』)。ほかにも藤原実成は長徳四年(九九八)一〇月二三日右中将となり一〇月四日春日祭使、藤原資房は治安三年(一〇二二)二月二九日右少将となり四月一六日賀茂祭使、藤原宗忠は永保三年(一〇八三)二月一日右少将となり四月一六日賀茂祭使を務めている。なお祭使は「巡」に基づき大将によって定められた。

- (36) 荻荻津夫「楽所の変遷とその活動」(『平安朝音楽制度史』、吉川弘文館、一九九四年)。なお童舞の場合も一一世紀になると自邸に舞師を召して練

習させるようになった。荻「雅楽寮と楽官・楽人の系譜」(同書)、服藤早苗「舞う童たちの登場―王権と童―」(『平安王朝の子どもたち―王権と家・童―』吉川弘文館、二〇〇四年。初出は一九九八年)参照。

- (37) 荻「衛府舞人・楽人供奉の宮廷儀式とその変遷」(註(36)書)。

- (38) 荻註(36)論文。

- (39) これら舞師は「大師左近将監光末、^(須光孝)小師左近府生末定、^(須光孝)例縁^(重)重、童小師比古丸、^(須光孝)例縁^(重)重」のごとく禄を賜わった。なお舞師は五節舞姫参入に際しても貴族邸に迎えられて指導し、禄が与えられている。

- (40) 宗忠の「一家」の範囲については、鷲見等曜「平安時代末期貴族の「家」」(『岐阜経済大学論集』一八卷三・四号、一九八四年)参照。

- (41) 一日(殿上童源雅定、藏人少将源顕国)、二日(四位後少将源能明、新少将源家定)、六日(左馬頭源師隆)、二二日(四位後少将源師時)。

- (42) 鷲見註(40)論文、服藤早苗「撰関期における「氏」・「家」―「小右記」にみられる実資を中心に―」(『家成立史の研究―祖先祭祀・女子ども、校倉書房、一九九一年。初発表は一九八七年)。

- (43) 拙稿註(2)「平安貴族社会の行列―慶賀行列を中心に―」。

- (44) 拙稿註(2)「行列空間における見物」。

- (45) 『明衡往来』第一〇状も産穢により蟄居中の大藏卿へ参議伴が稲荷祭見物の模様を報告し、大藏卿は返状で去年の稲荷祭見物の様子を伝える。

- (46) 三橋註(6)論文。

- (47) 「大夫の君」は藤原朝光の男のうち相中・相経・相任のいずれか(石井文夫ほか著『大齋院前の御集注釈』貴重本刊行会、二〇〇二年)。

- (48) 拙稿註(2)「行列空間における見物」。

- (49) 註(4)『雲州往来 享禄本研究と総索引』。

- (50) なお古往来は従来おもに国語国文学および教育史の方面で研究が進められてきたが、最近史学分野での研究も進展しつつある。たとえば書状としての研究に、古瀬奈津子「日本古代における書状の社会的機能に関する研究」(科学研究費補助金基盤研究(C)、二〇〇三～二〇〇六年度)などがある。